

第3号

令和7年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	221,847 人
外 来	330,039 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	608 人
外 来	1,364 人
(4) 主な建設改良事業	
病院整備事業	412,062 千円
医療器械整備事業	1,439,479 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、病院事業費用中、特別損失（建物解体撤去費）330,287千円の財源に充てるため、企業債330,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 病 院 事 業 収 益		30,258,828 千円
第1項 医 業 収 益		25,266,866 千円

第2項 医業外収益	4,896,133 千円
第3項 特別利益	95,829 千円

支 出

第1款 病院事業費用	32,419,066 千円
第1項 医業費用	31,003,951 千円
第2項 医業外費用	1,071,372 千円
第3項 特別損失	343,743 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額956,279千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,775,437 千円
第1項 企業債	1,620,000 千円
第2項 出資金	544 千円
第3項 他会計からの長期借入金	81,848 千円
第4項 補助金	135,801 千円
第5項 負担金	937,244 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,731,716 千円
第1項 建設改良費	1,851,541 千円
第2項 企業債償還金	1,844,709 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	35,466 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 8 年 度	千円 15,666
中央病院夜間看護補助者 派遣業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	279,788
中央病院給食業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	1,239,156
中央病院清掃業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	411,444
中央病院建物設備総合維持管理業務 及び警備業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	756,186
中央病院物流管理システム 運用業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	257,400
中央病院内視鏡スコープ 管理業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	46,254
中央病院手術室・中央滅菌材料室 管理業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	496,269
中央病院診療材料調達 管理業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	11,880
中央病院洗濯及びベッドメイキング 業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	273,960

中央病院寝具等 賃借事業	令和8年度から 令和10年度まで	79,986
中央病院入院医療費保証事業	令和8年度から 令和9年度まで	17,110
中央病院施設基準管理 システム運用事業	令和8年度から 令和9年度まで	2,640
丸亀病院給食業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	347,964
丸亀病院施設管理、 警備・窓口業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	112,029
白鳥病院施設管理、 警備・窓口業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	147,267
白鳥病院診療材料等 物流管理業務事業	令和8年度から 令和10年度まで	令和8年度から令和10年度までの白鳥病 院における医業収益総額の18.5/100に相当 する額
白鳥病院医事会計業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	132,780
白鳥病院寄附講座	令和8年度から 令和9年度まで	38,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 建築物解体 事業費	千円 330,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療施設整備 事業費	408,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	1,212,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,397,016 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

へき地医療拠点病院運営費補助 5,831 千円

県立病院運営費補助 31,734 千円

がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 12,000 千円

香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助	4,910 千円
新人看護職員研修事業補助	1,590 千円
香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円
産科医等確保支援事業費補助	942 千円
救急患者退院コーディネーター事業費補助	5,326 千円
香川県ドクターヘリ運航事業費補助	9,500 千円
防災訓練等参加支援事業補助	576 千円
勤務環境改善医師派遣等推進事業補助	3,172 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	110,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種 類	名 称	数 量
	器 械 及 び 備 品	血管造影撮影装置	1 式
	同 上	検体分注搬送等システム	1 式
	同 上	手術室映像支援システム	1 式
	同 上	人工心肺装置	1 式
	同 上	手術用顕微鏡	1 式
	同 上	脳神経外科用神経ナビゲーションシステム	1 式